

災害時における災害応急対策業務及び 建設資機材調達に関する協定書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術センター長（以下「機構」という。）
及び一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「関西支部」という。）は、災害時に
おける災害応急対策業務及び建設資機材調達に関し、次のとおり災害協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関する必要な事項を定め、機構及び関西支部の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資機材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、機構が、関西支部の管内で鉄道事業者等からの委託を受けて復旧工事等を行う被災施設に係るものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 機構は、災害時等に必要と認めるときは、関西支部に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 機構は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、関西支部に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 関西支部は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、機構に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた機構は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する関西支部に出動を要請するものとする。
- 5 関西支部は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、機構に報告する。機構は、関西支部からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、関西支部及び当該会員に通知するものとする。
- 6 関西支部の会員は、機構から前項の通知があった場合、速やかに機構の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資機材調達)

第4条 機構は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、関西支部に建設資機材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 関西支部は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに会員の建設資機材の在庫情報を収集し、機構に報告するものとする。
- 3 機構は、前項の規定により報告される建設資機材の在庫情報により、必要な建設資機材を調達可能な会員を決定し、関西支部及び当該会員に通知するものとする。
- 4 関西支部の会員は、前項の規定により調達の通知を受けたときは、速やかに機構の指示する場所に調達を実施するものとする。

(連絡体制の整備等)

第5条 機構及び関西支部は、緊急時の連絡体制（関西支部の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。

(本協定の効力)

第6条 本協定は、機構又は機構の地方機関が、関西支部以外の他の団体と同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げるものではない。

(契約の締結)

第7条 機構は、第3条の規定により関西支部に出動を要請したときは、遅滞なく、出動した会員と出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により関西支部に調達を要請したときは、遅滞なく、調達した会員と調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、令和11年3月31日とする。ただし、期間満了の1カ月前までに機構及び関西支部のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第9条 関西支部又は関西支部の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、機構に報告するとともに、その措置については機構と協議して、定めるものとする。

(防災訓練の実施)

第10条 関西支部及び関西支部の会員は、機構から防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

2 前項の防災訓練の実施に関する関西支部及び関西支部の会員にかかった費用については、必要な経費は機構の負担とし、関西支部及び関西支部の会員は、具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を機構に提出し、資機材等の調達価格を考慮のうえ、機構と関西支部及び関西支部の会員により協議して、機構が負担する費用を定めるものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、機構及び関西支部が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、機構及び関西支部が記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

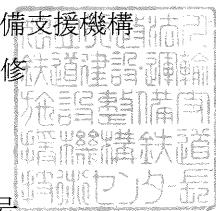
令和6年4月18日

(機 構) 住 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号

氏 名 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道技術センター長

渡邊 修



(関西支部) 住 所 大阪府大阪市中央区北浜東1番30号

氏 名 一般社団法人日本建設業連合会

関西支部長

北岡 隆司



